

## 第783回むつ市教育委員会会議

規則等の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第 1 号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第 2 号	むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例新旧対照表	3

議案第 1 号参考資料

むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
市立学校を次のとおり設置する。		市立学校を次のとおり設置する。	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
むつ市立第三田名部小学校	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 1 4 番地 1 9 6	むつ市立第三田名部小学校	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 1 4 番地 1 9 6
		<u>むつ市立奥内小学校</u>	<u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u>
(略)		(略)	



議案第2号参考資料

むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>むつ市子ども夢育成基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>こどもたちの夢を育み</u>、未来の可能性を支援するため、<u>むつ市子ども夢育成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 不登校の小学生及び中学生の社会的自立を支援する事業</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>むつ市子ども夢育成基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子どもたちの夢をはぐくみ</u>、未来の可能性を支援するため、<u>むつ市子ども夢育成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>